

吹田市排水設備指定工事店に関する規則新旧対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
(指定の申請) 第3条 指定工事店の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した指定申請書を市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人にあっては、代表者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</u> (2) <u>法人にあっては、設立年月日</u> (3) <u>営業所の所在地</u> 2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) } ｝ (6) } ----- 略 ----- (7) <u>所得税若しくは法人税又は市町村民税の納税証明書</u> (8) <u>その他市長が必要と認める書類</u> (指定の更新) 第4条 指定の更新を受けようとする者は、第8条に規定する有効期間が満了する日の2月前までに、<u>次に掲げる事項を記載した指定更新申請書を市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>申請者の氏名等</u> (2) <u>法人にあっては、設立年月日</u> (3) <u>営業所の所在地</u> 2 指定更新申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) } (2) } ----- 略 ----- (3) <u>所得税若しくは法人税又は市町村民税の納税証明書</u> (4) <u>その他市長が必要と認める書類</u>	(指定の申請) 第3条 指定工事店の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、指定申請書を市長に提出しなければならない。 2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) } ｝ (6) } ----- 略 ----- (7) <u>その他市長が必要と認める書類</u> (指定の更新) 第4条 指定の更新を受けようとする者は、第8条に規定する有効期間が満了する日の2月前までに、指定更新申請書を市長に提出しなければならない。 2 指定更新申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) } (2) } ----- 略 ----- (3) <u>その他市長が必要と認める書類</u>

現 行	改 正 案
(指定の変更) 第6条 指定工事店は、<u>第3条第1項各号又は第4条第1項各号に掲げる事項</u>に変更があったときは、速やかに、<u>次に掲げる事項を記載した</u>指定変更申請書に第3条第2項各号又は第4条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。 (1) <u>申請者の氏名等</u> (2) <u>変更のあった事項</u> 2 -----略-----	(指定の変更) 第6条 指定工事店は、<u>指定工事店証の記載事項</u>に変更があったときは、速やかに、指定変更申請書に第3条第2項各号又は第4条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。 2 -----略-----